

職場の問題を共有し解決に向け努力



地公労書記長・賃金部長と現業協（高教組は事務職員部）は、2月15日に教育委員会と「県立学校における校用及び農林業務に関する話し合い」を行いました。2009年の大卒合意では、県立学校の校用技師・農林技師及びその業務を行っている任用替職員等が退職したあとは「新たな雇用」として特別行政嘱託職員に転換されることとなっています。今後、退職していく職員（再任用も終了）が増えていき、特別行託職員に一層、転換が進みます。2016年地公労・県職労交渉では、「新たな雇用」を導入した職場において生じている課題等については関係する部局との話し合いを持つことを確認しています。当日、この課題等について情報を共有した後、昨今の国の動向も踏まえた中で、主張事項などを確認してから、話し合いに臨みました。

教育委員会との話し合いでは、現場の状況や課題等を改めて共有化し、次年度以降、特別行政嘱託職員が2名の体制にならないように求めるとともに、長期的には、正規職員の採用も必要であることを強く主張しました。

県立学校における校用及び農林業務に関する調査状況について

2017年1月15日

これまでの交渉等で明らかになっている課題等

- ・「現在の報酬額（標準的な行託単価）では、人材が集まらない。」
- ・「雇用期間が短いと技術の伝承ができない。」
- ・「勤務日数、勤務時間に制約が多い」
- ・今後、全員が新たな雇用形態職員に変換されれば現場は回らない。

<今回寄せられた意見等>

課題	課題へ想定できる対応
勤務日数(時間)の制約があり、休日出勤ができない(残業は頼めない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算配当を増やし営繕等を業者へ依頼 ・ 引継の際、詳細な記録で伝達 ・ 事務職員も校用業務を出来る範囲で担う ・ 校用業務専門職の採用・任用期間(5年)の延長
現行報酬額では人材が集まらない	報酬額の大幅な引上げ(資格職種)
特別行託が2名体制になると学校運営に支障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名は必ず正規職員の配置(最低でも現体制維持) ・ 事務職員、教員の協力が必要(蛍光管の取り替えなど)
農林業務の専門性が維持できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒からの任用など ・ 上限年齢(65歳)の見直し

<その他>

- ・ 特別行託職員と業務を選択しなければならない。
- ・ 教員とのトラブル
- ・ 守秘義務の徹底が必要
- ・ 有資格者の確保が困難
- ・ 業務引継がマニュアルだけでは困難